

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人かけはし芸術文化振興財団（以下、「この法人」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち当財団を主たる勤務地とし、週3日以上職務に従事する者をいう。
- (3) 常勤等理事とは、常勤理事のほか、常勤理事以外の理事で週1日以上定期的に本財団の職務に従事する者を含めたものをいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤理事及び常勤等理事以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤理事及び常勤等理事並びに非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事及び常勤等理事の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤理事には、毎年6月及び12月に、賞与を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事及び常勤等理事の報酬月額及び賞与は別表1「常勤理事の報酬月額及び賞与」に定める金額以内とし、理事長は理事会の承認を得て決定し、支払うものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 3 各評議員の報酬等は、定款第13条に定める金額の範囲内において別表3に基づき支払うものとする。
- 4 常勤等理事の報酬は、規定に基づく金額を5で除して得た額に当財団の職務に従事する

週当たりの日数を乗じて得た額の範囲内で、理事会に決議を経て、理事長が定める。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 常勤理事及び常勤等理事の報酬月額及び賞与は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬の額は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた額が別表の報酬額となるように支給する。また、本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人かけはし芸術文化振興財団の設立の登記の日から施行する。

附則（平成28年3月14日変更）

この規程は、平成28年3月14日より施行する。

別表 1 常勤理事の報酬月額及び賞与

報酬月額 100万円までの範囲内

賞与 年額500万円までの範囲内

別表 2 非常勤役員の報酬

- ・ 理事会出席の都度、監事監査の都度5万円
- ・ 退任時5万円

別表 3 評議員の報酬

- ・ 評議員会出席の都度5万円
- ・ 退任時5万円